3　第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に裁判所若しくは裁判長又は裁判官に到達したものとみなす。

4　法第五十四条の二第一項又はこの条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により申立て等をする場合においては、第五十八条第一項第二号及び第六十条第二号に定める措置は、氏名又は名称を明らかにする措置をとることとする。

5　前項の氏名又は名称を明らかにする措置は、第一項の電子情報処理組織を使用して、申立て等をする者の使用に係る電子計算機から識別符号及び暗証符号を入力することとする。

（電子情報処理組織による申立て等の方式・法第五十四条の二）

第六十五条の三　法第五十四条の二第一項及び第五十四条の三第一項並びに前条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により行う申立て等は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申立て等に係る書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、当該申立て等をする者の使用に係る電子計算機から当該電子情報処理組織を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

2　前項の申立て等（検察官、検察事務官、司法警察職員その他最高裁判所が定める者による申立て等を除く。次項及び次条において同じ。）をする者は、あらかじめ、当該者に係る識別符号及び暗証符号を当該者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

3　第一項の申立て等をする者は、当該申立て等を行う際に、準用民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をしなければならない。ただし、既に同項ただし書の届出がされている場合は、この限りでない。

（数人が共同して電子情報処理組織による申立て等を行う場合）

第六十五条の四　数人が共同して前条第一項の申立て等をする場合における同条第二項の規定による措置は、当該申立て等をする者のうち一部の者（以下この条において「入力者」という。）が、当該入力者に係る識別符号及び暗証符号並びに入力者以外の者が入力者と共同して当該申立て等を行う旨を記載した書面の画像情報及び当該入力者以外の者に係る識別符号を当該入力者の電子計算機から入力することにより行うものとする。この場合においては、当該入力者以外の者に係る第六十五条の二第四項の氏名又は名称を明らかにする措置がとられたものとみなす。

（電子情報処理組織）

第六十五条の五　法第五十四条の二第一項及び第五十四条の三第一項本文の裁判所の規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2　準用民事訴訟法第百九条の二第一項の最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と同項の規定による送達を受けるべき者の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申立て等の特例・法第五十四条の三）

第六十五条の六　検察官及び弁護士である弁護人が書面により申立て等をするとき（法第五十四条の三第一項ただし書の申立て等をする場合を除く。）は、当該書面に、同条第二項に規定する事由がある旨及びその具体的内容を記載した書面を添付しなければならない。